

## 別紙2 従前の個別の団体（委任）事務の在り方

[総理府]

(1) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法  
(昭55法60) (建設省と共管)

【関与】

- ・ 奈良県の明日香村における歴史的風土の保存及び産業基盤の整備等に関する計画の作成に対する内閣総理大臣の承認(4条4項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 4条5項に係る関与については、準用される4条4項の整理によるものとする。

[国家公安委員会・警察庁]

( 2 ) 警察法 ( 昭 2 9 法 1 6 2 )

【関与】

- ・ 警察業務に係る警察庁の所掌事務についての警察庁長官の都道府県警察に対する指揮監督 ( 1 6 条 2 項 ) (メルクマール(1))
- ・ 警察業務に係る管区警察局長の所掌事務についての管区警察局長の府県警察に対する指揮監督 ( 3 1 条 2 項 ) (メルクマール(1))
- ・ 広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項についての警察庁長官の都道府県警察に対する必要な指示 ( 6 1 条の 3 第 1 項 ) (メルクマール (j) )
- ・ 警察業務に係る緊急事態の布告が発せられたときの警察庁長官及び管区警察局長の都道府県警察 (都道府県公安委員会を除く。) に対する必要な命令及び指揮 ( 7 3 条 1 項 ) (メルクマール(j))
- ・ 警察業務に係る緊急事態の布告が発せられたときの警察庁長官の布告区域以外の都道府県警察に対する警察官の派遣命令 ( 7 3 条 2 項 ) (メルクマール(j))

( 3 ) 道路交通法 ( 昭 3 5 法 1 0 5 )

【関与】

- ・ 交通の規制に係る全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図るため必要があると認めるときの国家公安委員会の都道府県公安委員会に対する指示 ( 1 1 0 条 1 項 ) (メルクマール(1))
- ・ 道路交通法の実施に係る高速自動車国道及び政令で定める自動車専用道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときの国家公安委員会の都道府県公安委員会に対する指示 ( 1 1 0 条 2 項 ) (メルクマール(1))

( 4 ) 災害対策基本法 ( 昭 3 6 法 2 2 3 )

【関与】

- ・ 緊急通行車両以外の車両の通行の禁止、制限に係る災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときの国家公安委員会の関係都道府県公安委員会に対する通行禁止等に関する指示 ( 7 6 条の 4 ) (メルクマール(j))

( 5 ) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法 ( 昭 4 1 法 4 5 ) (建設省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県公安委員会が作成した特定交通安全施設等整備事業の実施計画が特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に照らして適当でないと認めるときの国家公安委員会の都道府県公安委員会に対する変更の指示 ( 8 条 3 項 ) は廃止する。

( 6 ) 国際捜査共助法 ( 昭 5 5 年 法 6 9 ) ( 法 務 省 ・ 外 務 省 等 と 共 管 )

【 関 与 】

- ・ 必要な証拠の収集に係る外国からの共助の要請に関する書面の送付を受けたときの国家公安委員会の都道府県警察に対する指示 ( 6 条 ) ( メルクマール ( 1 ) )
- ・ 必要な調査に係る国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査についての協力の要請を受けたときの国家公安委員会の都道府県警察に対する指示 ( 1 7 条 1 項 ) ( メルクマール ( 1 ) )

( 7 ) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律 ( 昭 6 2 法 9 3 ) ( 外 務 省 等 と 共 管 )

【 関 与 】

- ・ 職員に国際緊急援助活動を行わせる事務に係る国家公安委員会の都道府県警察に対する指示 ( 4 条 3 項 ) ( メルクマール ( 1 ) )

[総務庁]

( 8 ) 統計法 ( 昭 2 2 法 1 8 )

【関与】

- ・ 指定統計調査を実施する場合の調査実施者（地方公共団体）の実施事項に係る総務庁長官の承認（7条1項）（メルクマール(h)）
- ・ 調査実施者（地方公共団体）が指定統計調査を中止又は調査実施事項を変更する場合に係る総務庁長官の承認（7条2項）（メルクマール(h)）
- ・ 統計調査員等が指定統計調査のための立入検査等をなす事項について調査実施者（地方公共団体）が決定する場合に係る総務庁長官の承認（13条）（メルクマール(h)）
- ・ 指定統計調査の結果の非公表に係る調査実施者（地方公共団体）に対する総務庁長官の承認（16条）（メルクマール(h)）
- ・ 指定統計調査の結果の公表期日前の使用に係る調査実施者（地方公共団体）に対する総務庁長官の承認（19条の2第2項）（メルクマール(h)）
- ・ 指定統計調査の調査実施者が政令で定める分類と異なる分類を用いる場合に係る総務庁長官の承認（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令4条）（メルクマール(h)）

[北海道開発庁]

- ( 9 ) 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭 5 7 法 8 5）  
（総務庁・自治省と共管）

【関与】

- ・ 北海道の北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の作成に係る内閣総理大臣の承認（6条3項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条4項に係る関与については、準用される6条3項の整理によるものとする。

- ( 10 ) 多極分散型国土形成促進法（昭 6 3 法 8 3）（沖縄開発庁・国土庁・農林水産省  
・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認（8条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。

[環境庁]

(11) 自然公園法（昭32法161）

【関与】

- ・ 国立公園に関する公園事業の執行に係る環境庁長官の承認（14条2項）は、環境庁長官との同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
  - ・ 国定公園に関する公園事業の執行に係る都道府県の承認（15条2項）は、都道府県との同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
  - ・ 国立公園事業に係る施設の変更等に係る環境庁長官の承認（施行令20条により準用する10条1項）は、環境庁長官との同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
  - ・ 国立公園事業の執行に係る改善命令（施行令20条により準用する17条）は廃止する。
- ※ 施行令21条により準用する20条に係る関与については、施行令20条により準用する10条1項及び17条の整理によるものとする。

(12) 自然環境保全法（昭47法85）

【関与】

- ・ 原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行に係る環境庁長官の承認（16条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 原生自然環境保全地域及び立入制限地区における工作物の設置等に係る環境庁長官との協議（21条1項）は、同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 自然環境保全地域に関する保全事業の執行に係る環境庁長官の承認（24条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 自然環境保全地域特別地区、野生動植物保護地区及び海中特別地区における工作物の設置に係る環境庁長官との協議（30条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(13) 湖沼水質保全特別措置法（昭59法61）

【関与】

- ・ 湖沼水質保全計画の策定に係る内閣総理大臣の承認（4条4項）は内閣総理大臣との同意を要する協議とする（メルクマール(b)）
- ・ 湖沼水質保全計画の変更に係る内閣総理大臣の承認（4条7項）は内閣総理大臣との同意を要する協議とする（メルクマール(b)）

(14) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平4法75）

【関与】

- ・ 国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る環境庁長官との協議（54条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(15) 大阪湾臨海地域開発整備法（平4法110）（国土庁・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 関係府県の大坂湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画の作成に係る主務大臣の承認（7条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条4項に係る関与については、準用される7条1項の整理によるものとする。

(16) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平6法9）

【関与】

- ・ 水質保全計画の策定に係る内閣総理大臣との協議（5条8項）は内閣総理大臣との同意を要する協議とする。（メルクマール(b)）

[沖縄開発庁]

(17) 多極分散型国土形成促進法（昭63法83）（北海道開発庁・国土庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認（8条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。



[国土庁]

(18) 国土調査法（昭26法180）

【関与】

- ・ 地籍調査に関する都道府県事業計画の策定についての国の承認（6条の3第3項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(19) 災害対策基本法（昭36法223）（自治省と共管）

【関与】

- ・ 地方防災会議に関する事務に係る中央防災会議の指示（13条2項）は廃止する。
- ・ 市町村防災会議を設置しないことに係る都道府県の承認（16条3項）は協議とする。
- ・ 都道府県防災会議の協議会の設置に係る内閣総理大臣の指示（18条1項）は廃止する。
- ・ 市町村防災会議の協議会の設置に係る都道府県の指示（19条1項）は廃止する。
- ・ 市町村防災会議に関する事務に係る都道府県防災会議の指示（22条2項）は廃止する。
- ・ 災害応急対策に関する事務に係る非常災害対策本部長（国務大臣）の指示（28条2項）（メルクマール(j)）
- ・ 災害応急対策に関する事務に係る緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示（28条の6第2項）（メルクマール(j)）
- ・ 市町村に対する応急措置の実施又は他の市町村を応援すべきことの都道府県の指示（72条1項）（メルクマール(j)）
- ・ 応急措置の実施に係る指定行政機関の長の指示（77条2項）（メルクマール(j)）

(20) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭44法79）

【関与】

- ・ 振興開発計画に基づく事業を実施する地方公共団体の長その他の機関に対する内閣総理大臣の指揮監督（18条1項）は助言及び勧告とする。
- ・ 振興開発計画に基づく事業を実施する村の長その他の機関に対する指揮監督（18条2項）は助言及び勧告とする。

(21) 筑波研究学園都市建設法（昭45法73）

【関与】

- ・ 周辺開発地区整備計画の作成又は変更に係る内閣総理大臣の承認（8条1項）は協議とする。

( 22) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭 47 法 1 3 2)

【関与】

- ・ 市町村集団移転促進事業計画を定めることに係る内閣総理大臣の承認 (3 条 1 項) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 3 条 6 項に係る関与については、準用される 3 条 1 項の整理によるものとする。

( 23) 活動火山対策特別措置法 (昭 4 8 法 6 1) (農林水産省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県の避難施設緊急整備計画の作成に係る内閣総理大臣の承認 (3 条 1 項) は同意を要する協議とする(メルクマール(a))。
- ・ 都道府県の防災営農施設整備計画等の作成に係る農林水産大臣の承認 (8 条 5 項) は協議とする。
- ※ 3 条 4 項に係る関与については、準用される 3 条 1 項の整理によるものとする。
- ※ 8 条 6 項に係る関与については、準用される 8 条 5 項の整理によるものとする。

( 24) 大規模地震対策特別措置法 (昭 5 3 法 7 3) (自治省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県の地震防災応急対策等の実施に係る地震災害警戒本部長(内閣総理大臣)の指示 (1 3 条 1 項) (メルクマール(j))
- ※ 2 6 条 2 項に係る関与については、準用される災害対策基本法 7 2 条の整理によるものとする。

( 25) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律 (昭 5 5 法 6 3)

【関与】

- ・ 都道府県の地震対策緊急整備事業計画の作成に対する内閣総理大臣の承認 (2 条 1 項) は同意を要する協議とする(メルクマール(a))。
- ※ 2 条 4 項に係る関与については、準用される 2 条 1 項の整理によるものとする。

( 26) 高度技術工業集積地域開発促進法 (昭 5 8 法 3 5) (農林水産省・通商産業省・建設省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県開発計画の作成に係る主務大臣の承認 (5 条 5 項) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

※ 6条2項に係る関与については、準用される5条5項の整理によるものとする。

(27) 半島振興法(昭60法63)

【関与】

・ 都道府県の半島振興計画の作成に係る内閣総理大臣の承認(3条1項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

※ 3条5項に係る関与については、準用される3条1項の整理によるものとする。

(28) 総合保養地域整備法(昭62法71)(農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省・自治省と共管)

【関与】

・ 都道府県の基本構想の作成に係る主務大臣の承認(5条4項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

(29) 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭63法32)(農林水産省・通商産業省・建設省と共管)

【関与】

・ 都道府県の集積促進計画の作成に係る主務大臣の承認(5条4項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

(30) 多極分散型国土形成促進法(昭63法83)(北海道開発庁・沖縄開発庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管)

【関与】

・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認(8条1項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

・ 都県又は指定都市の業務核都市基本構想の作成に係る主務大臣の承認(24条1項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。

※ 25条2項に係る関与については、準用される24条1項の整理によるものとする。

(31) 過疎地域活性化特別措置法(平2法15)

【関与】

・ 都道府県過疎地域活性化方針を定めることに係る内閣総理大臣への協議(5条4項)

は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

(32) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平4法76)(農林水産省・通商産業省・郵政省・建設省・自治省と共管)

【関与】

- ・ 市町村の基本計画の作成に係る都道府県の承認(6条6項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 7条2項に係る関与については、準用される6条6項の整理によるものとする。

(33) 大阪湾臨海地域開発整備法(平4法110)(環境庁・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管)

【関与】

- ・ 関係府県の大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画の作成に係る主務大臣の承認(7条1項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 7条4項に係る関与については、準用される7条1項の整理によるものとする。

(34) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(農林水産省・通商産業省・建設省・自治省と共管)

【関与】

- ・ 市町村の農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更に係る都道府県の承認(4条6項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

(35) 地震防災対策特別措置法(平7法111)

【関与】

- ・ 都道府県の地震防災緊急事業五箇年計画の作成に対する内閣総理大臣との協議(2条3項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 2条4項に係る関与については、準用される2条3項の整理によるものとする。

[文部省]

( 36) 学校施設の確保に関する政令 (昭 2 4 政 3 4)

【関与】

- ・ 学校施設管理者に対する文部大臣の調査報告等の命令 (20 条) は廃止する。

( 37) 文化財保護法 (昭 2 5 法 2 1 4)

【関与】

- ・ 都道府県教育委員会の重要文化財等の管理修理等の受託又は技術的指導に係る文化庁長官の承認 (102 条 1 項) は廃止する。

( 38) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭 3 1 法 1 6 2)

【関与】

- ・ 都道府県教育委員会の市町村教育委員会の教育長の任命に係る承認 (16 条 2 項) は廃止する。
- ・ 文部大臣の都道府県教育委員会の教育長の任命に係る承認 (16 条 3 項) は廃止する。
- ・ 文部大臣の指定都市教育委員会の教育長の任命に係る承認 (58 条 3 項において適用する 16 条 2 項) は廃止する。
- ・ 任命承認制の廃止に際して、教育長の任期制等教育長に適材を確保する方策、小規模市町村における教育委員会の事務処理体制の充実方策、教育行政に地域住民の意向を反映するための方策等、教育委員会の活性化のための方策について検討する。
- ・ 都道府県教育委員会又は都道府県教育委員会の教育長の、指定都市教育委員会に対して委任する事務の管理執行に関する指揮監督 (27 条) は廃止する。
- ・ 都道府県教育委員会の県費負担教職員のサービスの監督等に係る市町村教育委員会に対する一般的指示 (43 条 4 項) は廃止する。
- ・ 都道府県又は市町村に対する文部大臣の指導・助言・援助 (48 条) 及び市町村に対する都道府県教育委員会の指導・助言・援助 (48 条) については、地方自治法に定められる関与の類型に立って見直すものとする。少なくとも、同条 1 項末尾の「行うものとする」との表現は改めるものとする。

( 39) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭 3 3 法 1 1 6)

【関与】

- ・ 市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制についての都道府県教育委員会の認可 (5 条 1 項) は同意を要する協議とする。(自治事務) (メルクマール(c))

( 40) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律 (平 2 法 7 1)  
(通商産業省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県の地域生涯学習振興基本構想の作成に係る文部大臣及び通商産業大臣の承認 (5 条 4 項) は協議とする。(国税上の特例措置の適用は国との協議が整ったもののみ  
に限定 (メルクマール(a)) )
- ※ 7 条 1 項に係る関与については、準用される 5 条 4 項の整理によるものとする。

[厚生省]

(41) 伝染病予防法（明30法36）

【関与】

- ・ 市町村における伝染病予防委員の設置に係る都道府県の指示（15条1項）（メルクマール(k)）
- ・ 市町村における予防措置に係る都道府県の指示（16条）（メルクマール(k)）
- ・ 市町村における鼠族、昆虫等の駆除等に係る都道府県の指示（16条の2第3項）（メルクマール(k)）
- ・ 市町村における伝染病院等の設置に係る都道府県の指示（17条1項）（メルクマール(k)）
- ・ 市町村における家用水の供給に係る都道府県の指示（17条の2）（メルクマール(k)）
- ・ 支出についての種目及び算定基準の定めについての厚生大臣の承認（施行令11条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(42) 地域保健法（昭22法101）

【関与】

- ・ 保健所の設置に係る厚生大臣の承認（施行令9条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(43) 児童福祉法（昭22法164）

【関与】

- ・ 都道府県による、児童相談所等の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生大臣の承認（施行令15条）は、同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(44) 性病予防法（昭23法167）

【関与】

- ・ 性病予防法施行令及び性病予防法施行規則に基づく国庫負担を受けられる性病の診療を行うための病院又は診療所の設置に係る厚生大臣の承認（施行令4条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 国庫負担を受けられる性病の診療を行うための病院等の廃止等に係る厚生大臣の承認は同意を要する協議とする。（施行規則7条3項の関与を性病予防法又は性病予防法施行令に規定）（メルクマール(c)）
- ・ 国庫負担を受けられる性病の診療を行うための病院等の設置に係る承認の取消しは協

議とする。（施行規則 7 条 3 項の関与を性病予防法又は性病予防法施行令に規定）

( 45) 医療法（昭 2 3 法 2 0 5）

【関与】

- ・ 医療計画（必要病床数の算定）の策定に係る厚生大臣との協議は同意を要する協議とする。（医療法施行規則 3 0 条の 3 0 の関与を医療法又は医療法施行令に規定）（メルクマール(c)）
- ・ 医療計画（必要病床数の算定）の策定に係る厚生大臣の承認は同意を要する協議とする。（医療法施行規則 3 0 条の 3 1 の関与を医療法又は医療法施行令に規定）（メルクマール(c)）
- ・ 医療計画（必要病床数の算定）の策定に係る厚生大臣の承認は同意を要する協議とする。（医療法施行規則 3 0 条の 3 2 の関与を医療法又は医療法施行令に規定）（メルクマール(c)）

( 46) 社会福祉事業法（昭 2 6 法 4 5）

【関与】

- ・ 社会福祉事業法に基づく福祉事務所の設置、廃止（1 3 条 9 項）に係る都道府県の承認は、同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

( 47) 水道法（昭 3 2 法 1 7 7）

【関与】

- ・ 厚生大臣又は都道府県による水道事業の認可（6 条 1 項）（メルクマール(i)）
- ・ 厚生大臣又は都道府県による水道事業の変更認可（1 0 条 1 項）（メルクマール(i)）
- ・ 厚生大臣又は都道府県による水道事業の休廃止の許可（1 1 条）（メルクマール(i)）
- ・ 厚生大臣又は都道府県による水道用水供給事業の認可（2 6 条）（メルクマール(i)）
- ・ 厚生大臣又は都道府県による水道用水供給事業の変更認可（3 0 条 1 項）（メルクマール(i)）
- ・ 厚生大臣又は都道府県による水道事業又は水道用水供給事業の認可の取消し（3 5 条）（メルクマール(i)）
- ・ 水道事業者又は水道用水供給事業者に対する厚生大臣又は都道府県による水道施設の改善命令（3 6 条 1 項）は廃止し、当該水道施設が施設基準に適合しなくなったと認めるときで、国民の生命、健康を保護するために緊急の必要がある場合においては、厚生大臣又は都道府県は水道事業者又は水道用水供給事業者に対し施設の改善の指示を行うことができるものとする。このうち、都道府県が行う指示については、国民の利益を保



護する緊急の必要がある場合には、厚生大臣が直接執行することができるものとする。

(新規) (メルクマール(j))

- ・ 水道事業者又は水道用水供給事業者に対する厚生大臣又は都道府県による給水停止命令(37条)については、例外的に命令を維持する。このうち都道府県が行う給水停止命令については、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合には、厚生大臣が直接執行することができるものとする。(新規) (メルクマール(j))
- ・ 厚生大臣又は都道府県が行う災害等非常の場合の水道用水の供給命令(40条)については、例外的に命令を維持する。このうち、都道府県が行う災害等非常の場合の水道用水の供給命令(40条1項)については、国民の生命・健康のため緊急の必要がある場合には、厚生大臣は都道府県に命令を出すべきことを指示することができるものとする。(新規) (メルクマール(j))
- ・ 厚生大臣又は都道府県が行う水道用水の供給の対価の裁定(40条2項、3項) (メルクマール(j))
- ・ 都道府県が行う災害等非常の場合の水道用水の供給命令(40条1項)について、都道府県が事務執行不能のときには厚生大臣が直接執行することができるものとする。  
(新規)
- ・ 厚生大臣又は都道府県による水道事業の買収の認可(42条第1項) (メルクマール(i))
- ・ 厚生大臣又は都道府県による水道事業の買収条件の裁定(42条第3項) (メルクマール(i))

※ 31条に係る関与については準用される11条の整理による。

#### (48) 国民健康保険法(昭33法192)

##### 【関与】

- ・ 市町村の条例の協議(12条)は、市町村の条例において一部負担金の引下げ、保険料の料率並びに保険給付の種類及び内容を決定又は変更する際の都道府県への協議とする。

#### (49) 広域臨海環境整備センター法(昭56法76)

##### 【関与】

- ・ 広域臨海環境整備センターへの出資に係る自治大臣の承認(5条2項)は協議とする。

[農林水産省]

(50) 農業災害補償法（昭22法185）

【関与】

- ・ 市町村が行う農業共済事業の実施に係る都道府県の認可（85条の3第1項）（メルクマール(i)）
- ・ 市町村が行う農業共済事業実施区域の拡張に係る都道府県の認可（85条の6第1項）（メルクマール(i)）
- ・ 市町村が行う農業共済事業の全部廃止に係る都道府県の認可（85条の9第1項）（メルクマール(i)）
- ・ 市町村が行う農業共済事業の実施に関する条例の変更に係る都道府県の認可（85条の10第1項）（メルクマール(i)）
- ・ 農業共済事業を行う市町村への必要な措置を採るべき旨の農林水産大臣及び都道府県の命令（142条の5第1項）については、都道府県は農業共済事業を行う市町村の業務又は会計が法令等に違反する場合には、当該市町村に対し必要な措置を採るべき旨の指示をすることができるものとする。（メルクマール(1)）
- ・ 農業共済事業を行う市町村への農林水産大臣及び都道府県の監督上必要な命令（142条の5第2項）については、都道府県は農業共済事業を行う市町村の事業を適正かつ効率的に行わせる必要がある場合には、当該市町村に対し業務の執行方法の変更等監督上必要な指示をすることができるものとする。（メルクマール(1)）

(51) 競馬法（昭23法158）

【関与】

- ・ 競馬の開催に関する農林水産大臣の都道府県又は指定市町村に対する指示（20条2項）（メルクマール(1)）
- ・ 地方競馬の停止及び事務執行停止に係る農林水産大臣の都道府県又は指定市町村に対する命令（23条1項）（メルクマール(1)）
- ・ 委託を受けた市町村の競馬の実施に関する事務に係る農林水産大臣の執行停止命令（23条2項）（メルクマール(1)）
- ・ 市町村の地方競馬の停止に係る都道府県の命令（23条3項）（メルクマール(1)）
- ・ 競馬の開催に関する競馬場等への立入り、秩序維持、公正確保等のための農林水産大臣の都道府県又は指定市町村に対する指示（25条3項）（メルクマール(1)）
- ・ 競馬の開催に関する競馬場等への立入り、秩序維持、公正確保等のための都道府県の指定市町村に対する指示（25条3項）（メルクマール(1)）
- ・ 指定市町村以外の市町村への競馬の実施に関する都道府県の事務の委託に係る農林水産大臣の承認（施行令17条の3第3項）（メルクマール(d)）
- ・ 他の都道府県又は指定市町村への競馬の実施に関する都道府県又は指定市町村の事務の委託に係る農林水産大臣の承認（施行令17条の3第7項）（メルクマール(d)）

- ・ 競馬場の設備変更又は必要な措置に係る農林水産大臣の命令（施行令 17 条の 7 において準用する施行令 1 条 2 項）（メルクマール(1)）
- ・ 場外設備の設置に係る農林水産大臣の承認（施行令 17 条の 7 において準用する施行令 2 条 1 項）（メルクマール(d)）
- ・ 場外設備の変更に係る農林水産大臣の承認（施行令 17 条の 7 において準用する施行令 2 条 2 項）（メルクマール(d)）

## ( 52) 農業改良助長法（昭 23 法 165）

### 【関与】

- ・ 都道府県の試験研究事業の実績報告書に係る農林水産大臣の承認（4 条 2 項）は廃止する。
- ・ 都道府県の試験研究事業に係る助成の承諾書の重要な変更に係る農林水産大臣の承認（7 条）は廃止する。
- ・ 都道府県の試験研究事業に係る農林水産大臣の資金の還付の命令（9 条 1 項）は廃止する。
- ・ 都道府県の普及事業の実績報告書に係る農林水産大臣の承認（15 条 2 項）は廃止する。
- ・ 都道府県の普及事業に係る助成の承諾書の重要な変更に係る農林水産大臣の承認（18 条）は廃止する。
- ・ 都道府県の普及事業に係る農林水産大臣の交付金の還付の命令（20 条 1 項）は廃止する。

## ( 53) 土地改良法（昭 24 法 195）

### 【関与】

- ・ 市町村の土地改良事業の実施に係る都道府県の認可（96 条の 2 第 1 項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 市町村の土地改良事業計画の廃止・変更に係る都道府県の認可（96 条の 3 第 1 項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 市町村の土地改良事業の換地計画の決定・変更に係る都道府県の認可（96 条の 4 において準用する 52 条 1 項、53 条の 4 第 1 項）（メルクマール(e)）
- ・ 市町村の土地改良事業における農業用排水施設等の管理規程に係る都道府県の認可（96 条の 4 において準用する 57 条の 2 第 1 項、3 項）は協議とする。
- ・ 市町村の定める交換分合計画の策定に係る都道府県の認可（100 条の 2 第 1 項）（メルクマール(e)）
- ・ 都道府県・市町村の受託土地改良財産の他目的使用に係る農林水産大臣の承認（施行令 59 条 1 項）（メルクマール(f)）
- ・ 都道府県・市町村の受託土地改良財産に対する改築追加工事に係る農林水産大臣の承認（施行令 61 条）（メルクマール(f)）

( 54) 漁業法 ( 昭 2 4 法 2 6 7 )

【 関 与 】

- ・ 主務大臣が必要と認めるときの都道府県知事に対する連合海区漁業調整委員会の設置命令 ( 1 0 5 条 2 項 ) は廃止する。

ただし、農林水産大臣は、必要があると認めるときには、都道府県知事に対して連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを勧告することができ、勧告があった場合には、都道府県知事は当該勧告を尊重しなければならない旨の規定を設けるとともに、勧告があった場合で設置すべき連合海区漁業調整委員会の海区が複数の都道府県知事の管轄に属するときには、当該海区を管轄する都道府県知事は速やかに協議しなければならない旨の規定を設ける。

- ・ この法律により都道府県選挙管理委員会の権限に属させられた事項の同選挙管理委員会に対する農林水産大臣及び自治大臣の指揮監督 ( 1 1 5 条 2 項 ) は廃止する。

( 55) 家畜保健衛生所法 ( 昭 2 5 法 1 2 )

【 関 与 】

- ・ 特に必要と認められたときの都道府県の家畜保健衛生所の事務に対する農林水産大臣の命令 ( 5 条 2 項 ) については、農林水産大臣は家畜の伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、家畜保健衛生所に関する事務について必要な事項を指示することができるものとする。(メルクマール(k))

( 56) 漁港法 ( 昭 2 5 法 1 3 7 )

【 関 与 】

- ・ 地方公共団体が漁港修築事業の施行をしようとする場合の農林水産大臣の許可 ( 1 9 条 1 項 ) は廃止する。
- ・ 地方公共団体が特定第 3 種漁港の漁港修築事業の施行をしようとする場合の農林水産大臣の許可 ( 1 9 条 の 2 第 2 項 ) は廃止する。
- ・ 地方公共団体が漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡をする場合の農林水産大臣の許可 ( 2 1 条 1 項 ) は廃止する。
- ・ 地方公共団体が漁港修築事業の施行の委託をする場合の農林水産大臣の許可 ( 2 1 条 2 項 ) は廃止する。
- ・ 地方公共団体が漁港修築事業の変更、漁港修築事業の廃止、その施行の停止をする場合の農林水産大臣の許可 ( 2 2 条 1 項 ) は廃止する。
- ・ 地方公共団体が施行する漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止、その施行の停止をするべき旨の農林水産大臣の命令 ( 2 3 条 2 項 ) は廃止する。
- ・ 地方公共団体が施行する漁港修築事業の施行について法令違反、完了の見込みがないとき、又は期限までに工事に着手し

- ないときの農林水産大臣の当該修築事業の施行許可の取消し（23条3項）は廃止する。
- ・ 管理受託者（漁港管理者）が国からの受託に係る漁港施設財産の原型に変更を及ぼす改築、増築等を行う場合の農林水産大臣の承認（施行令12条）（メルクマール(f)）

(57) 植物防疫法（昭25法151）

【関与】

- ・ 有害動植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合等に農林水産大臣が地方公共団体に対して行う緊急防除に関する業務に協力することについての命令（19条1項）については、農林水産大臣は地方公共団体に対し、有害動植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合等に、農林水産大臣が行う緊急防除に関する業務に協力すべき旨を指示することができるものとする。（メルクマール(k)）
- ・ 都道府県の発生予察事業、病虫害防除所の運営についての指示・命令（31条3項、32条6項）については、農林水産大臣は、有害動植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあり、そのための駆除又はまん延防止のため特に必要があると認められる場合に限り、都道府県の発生予察事業及び病虫害防除所の事務について、必要な指示を行うことができるものとする。（メルクマール(k)）
- ・ 都道府県の病虫害防除員に関する農林水産大臣の命令（34条）は廃止する。

(58) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭25法169）

【関与】

- ・ 災害復旧事業を適正に実施させるため、事業の施行若しくは補助の実施に関し必要な都道府県に対する農林水産大臣の指示（6条）については災害の拡大や2次災害の発生を防止するため緊急に必要な場合における必要な指示とする。（メルクマール(j)）
- ・ 災害復旧事業計画若しくは災害復旧事業補助計画に変更を加えようとするとき、又は災害復旧事業を中止し、若しくは廃止しようとするときの都道府県に対する農林水産大臣の承認（施行規則3条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）（施行規則3条の関与を施行令に規定）
- ・ 災害復旧事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合の都道府県に対する農林水産大臣の指示（施行規則3条の2）は廃止する。

(59) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭26法97）（運輸省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 災害復旧事業を適正に実施させるため事業の施行に関し必要な都道府県に対する主務大臣の指示（9条1項）については、災害の拡大や2次災害の発生を防止するため緊急

に必要な場合における必要な指示とする。(メルクマール(j))

- ・ 災害復旧事業を適正に実施させるため事業の施行に関し必要な市町村に対する都道府県の指示(9条2項)については、災害の拡大や2次災害の発生を防止するため緊急に必要な場合における必要な指示とする。(メルクマール(j))
- ・ 都道府県又は市町村の災害復旧事業費の決定の申請を行う際に必要な当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛の主務大臣の承認(施行令6条2項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(c))
- ・ 都道府県又は市町村の災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計の変更の主務大臣の承認(施行令7条2項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(c))

#### (60) 森林法(昭26法249)

##### 【関与】

- ・ 市町村森林整備計画の樹立に係る都道府県の承認(10条の8)は協議とする。(森林法等の一部を改正する法律案を第142回国会に提出)
- ・ 火入れの許可(市町村)に係る営林署長の承認(21条3項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(c))

#### (61) 主要農作物種子法(昭27法131)

##### 【関与】

- ・ 都道府県の審査の基準及び方法の策定に係る農林水産大臣の承認(4条5項)は廃止し、農林水産大臣は、優良な種子として具備すべき必要最低限の品質を確保するために必要な基準を法令の委任に基づく告示で定める。
- ※ 7条に係る関与については、準用される4条5項の整理によるものとする。

#### (62) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)

##### 【関与】

- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための都道府県計画の作成に係る農林水産大臣の認定(2条の3第1項)は協議とする。
- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための都道府県計画の変更に係る農林水産大臣の認定(2条の3第3項)は協議とする。
- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための市町村計画の作成に係る都道府県の認定(2条の4第1項)は協議とする。
- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための市町村計画の変更に係る都道府県の認定(2条の4第3項)は協議とする。
- ・ 集約酪農振興計画の変更に係る農林水産大臣の承認(5条)は協議とする。

#### (63) 地すべり等防止法(昭33法30)(建設省と共管)

【関与】

- ・ 市町村の関連事業計画に係る都道府県の承認（24条3項）は協議とする。

（64） 漁業災害補償法（昭39法158）

【関与】

- ・ 都道府県から農林漁業信用基金への出資に係る承認（196条の8第2項）は協議とする。

（65） 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭41法126）

【関与】

- ・ 市町村の旧慣使用林野整備計画の策定に係る都道府県の認可（19条）（メルクマール(e)）

（66） 農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）

【関与】

- ・ 市町村農業振興地域整備計画の作成に係る都道府県の認可（8条4項）は協議とする。なお、市町村農業振興地域整備計画のうち農用区域に関する事項については、都道府県の同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
  - ・ 市町村農業振興地域整備計画の変更についての都道府県の指示（13条2項）は、特に必要があると認めるときに、市町村農業振興地域整備計画のうち農用区域に関する事項について変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。（メルクマール(1)）
  - ・ 市町村が定める交換分合計画の都道府県の認可（13条の2第3項）（メルクマール(e)）
- ※ 13条3項に係る関与については、準用される8条4項の整理によるものとする。

（67） 卸売市場法（昭46法35）

【関与】

- ・ 中央卸売市場の開設に係る農林水産大臣の認可（8条）（メルクマール(i)）
- ・ 中央卸売市場の業務規程及び事業計画の変更に係る農林水産大臣の認可（11条）（メルクマール(i)）
- ・ 中央卸売市場の廃止に係る農林水産大臣の認可（14条）（メルクマール(i)）
- ・ 中央卸売市場の開設に係る農林水産大臣の認可の取消し（49条）（メルクマール(i)）
- ・ 中央卸売市場開設者が法律等に違反したときの農林水産大臣の当該行為の中止、変更

その他違反を是正するための必要な措置の命令、業務の全部若しくは一部の停止命令（49条）については、農林水産大臣は中央卸売市場開設者の業務又は会計が法令等に違反する場合には、当該地方公共団体に対し必要な措置を採るべき旨の指示をすることができるものとする。（メルクマール(1)）

(68) 農村地域工業等導入促進法（昭46法112）（通商産業省・運輸省・労働省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の農村地域工業等導入基本計画の策定・変更に係る主務大臣の協議（4条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 市町村の農村地域工業等導入実施計画の策定・変更に係る都道府県の協議（5条8項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(69) 活動火山対策特別措置法（昭48法61）（国土庁と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の防災営農施設整備計画等の作成に係る農林水産大臣の承認（8条5項）は協議とする。
- ※ 8条6項に係る関与については、準用される8条5項の整理によるものとする。

(70) 農業経営基盤強化促進法（昭55法65）

【関与】

- ・ 市町村農業経営基盤強化促進基本構想の策定に係る都道府県の承認（6条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(71) 高度技術工業集積地域開発促進法（昭58法35）（国土庁・通商産業省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県開発計画の作成に係る主務大臣の承認（5条5項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条5項の整理によるものとする。

(72) 集落地域整備法（昭62法63）（建設省と共管）

【関与】

- ・ 市町村集落農業振興地域整備計画の作成等に係る都道府県の認可（7条4項において準用する農業振興地域の整備に関する法律8条4項）は協議とする。



- ・ 市町村集落農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県の指示（7条4項において準用する農業振興地域の整備に関する法律13条2項）は廃止する。
- ・ 市町村が定める交換分合計画の都道府県の認可（11条2項）（メルクマール(e)）

(73) 総合保養地域整備法（昭62法71）（国土庁・通商産業省・運輸省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の基本構想の作成に係る主務大臣の承認（5条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

(74) 農林漁業信用基金法（昭62法79）

【関与】

- ・ 都道府県から農林漁業信用基金への出資に係る自治大臣の承認（4条4項）は協議とする。

(75) 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭63法32）  
（国土庁・通商産業省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の集積促進計画の作成に係る主務大臣の承認（5条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

(76) 多極分散型国土形成促進法（昭63法83）（北海道開発庁・沖縄開発庁・国土庁・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認（8条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。

(77) 市民農園整備促進法（平2法44）（建設省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の市民農園区域の指定に係る都道府県の同意（4条2項）は協議とする。
- ・ 市町村の交換分合計画の策定に係る都道府県の認可（5条2項）（メルクマール

(e))

- ・ 市町村の市民農園の開設の認定に係る都道府県の同意（7条4項）（メルクマール(c))

※ 4条5項に係る関与については、準用される4条2項の整理によるものとする。

※ 7条6項に係る関与については、準用される7条4項の整理によるものとする。

(78) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平4法22）（通商産業省・運輸省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の地域輸入促進計画の作成に係る主務大臣の承認（5条8項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a))
- ・ 都道府県の地域輸入促進計画の変更に係る主務大臣の承認（6条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a))

(79) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）（国土庁・通商産業省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の基本計画の作成に係る都道府県の承認（6条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマーク(a))
- ※ 7条2項に係る関与については、準用される6条6項の整理によるものとする。

(80) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平5法72）（国土庁・通商産業省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更に係る都道府県の承認（4条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a))
- ・ 市町村の所有権移転等促進計画の策定に係る都道府県の承認（8条4項）（メルクマール(e))

(81) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平6法46）

【関与】

- ・ 市町村計画の作成に係る都道府県の承認（5条4項）は協議とする。
- ・ 市町村計画の変更に係る都道府県の承認（5条6項）は協議とする。

[通商産業省]

( 82) 自転車競技法 (昭 2 3 法 2 0 9)

【関与】

- ・ 都道府県又は市町村の競輪場の設置又は移転に係る通商産業大臣の許可 ( 3 条 1 項) (メルクマール(d))
- ・ 都道府県又は市町村の場外車券売場の設置又は移転に係る通商産業大臣の許可 ( 4 条 1 項) (メルクマール(d))
- ・ 競輪開催の日取りその他施行の調整に関する都道府県又は市町村に対する通商産業大臣の指示 ( 5 条の 2 第 2 項) (メルクマール(1))
- ・ 競輪の秩序維持及び公正安全確保に関する都道府県又は市町村に対する通商産業大臣の命令 ( 1 4 条の 2) (メルクマール(1))
- ・ 競輪施行者 (都道府県、市町村)に係る法律違反に対する通商産業大臣の開催制限命令 ( 1 6 条 1 項) (メルクマール(1))
- ・ 競輪場等の設置者 (都道府県、市町村)又はその役員に係る法律違反に対する通商産業大臣の業務制限命令 ( 1 6 条 2 項) (メルクマール(1))

( 83) 小型自動車競走法 (昭 2 5 法 2 0 8)

【関与】

- ・ 都道府県又は市町村の小型自動車競走場の設置又は移転に係る通商産業大臣の許可 ( 5 条 1 項) (メルクマール(d))
- ・ 小型自動車競走の開催の日取りその他施行の調整に関する都道府県又は市町村に対する通商産業大臣の指示 ( 7 条の 2 第 2 項) (メルクマール(1))
- ・ 小型自動車競走の秩序維持及び公正安全確保に関する都道府県又は市町村に対する通商産業大臣の命令 ( 2 1 条の 2) (メルクマール(1))
- ・ 小型自動車競走施行者 (都道府県、市町村)に係る法律違反に対する通商産業大臣の開催制限命令 ( 2 1 条の 3 第 1 項) (メルクマール(1))
- ・ 小型自動車競走場の設置者 (都道府県、市町村)又はその役員に係る法律違反に対する通商産業大臣の業務制限命令 ( 2 1 条の 3 第 2 項) (メルクマール(1))

( 84) 農村地域工業等導入促進法 (昭 4 6 法 1 1 2) (農林水産省・運輸省・労働省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県の農村地域工業等導入基本計画の策定・変更に係る主務大臣の協議 ( 4 条 4 項) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ・ 市町村の農村地域工業等導入実施計画の策定・変更に係る都道府県の協議 ( 5 条 8 項) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

( 85) 発電用施設周辺地域整備法 ( 昭 4 9 法 7 8 ) ( 警察庁・科学技術庁・環境庁・文  
部省・厚生省・農林水産省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県の整備計画の作成に係る主務大臣の承認 ( 4 条 7 項 ) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 4 条 9 項に係る関与については、準用される 4 条 7 項の整理によるものとする。

( 86) 高度技術工業集積地域開発促進法 ( 昭 5 8 法 3 5 ) ( 国土庁・農林水産省・建設  
省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県開発計画の作成に係る主務大臣の承認 ( 5 条 5 項 ) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 6 条 2 項に係る関与については、準用される 5 条 5 項の整理によるものとする。

( 87) 総合保養地域整備法 ( 昭 6 2 法 7 1 ) ( 国土庁・農林水産省・運輸省・建設省・  
自治省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県の基本構想の作成に係る主務大臣の承認 ( 5 条 4 項 ) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 6 条 2 項に係る関与については、準用される 5 条 4 項の整理によるものとする。

( 88) 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律 ( 昭 6 3 法 3  
2 ) ( 国土庁・農林水産省・建設省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県の集積促進計画の作成に係る主務大臣の承認 ( 5 条 4 項 ) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ※ 6 条 2 項に係る関与については、準用される 5 条 4 項の整理によるものとする。

( 89) 多極分散型国土形成促進法 ( 昭 6 3 法 8 3 ) ( 北海道開発庁・沖縄開発庁・国土  
庁・農林水産省・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認 ( 8 条 1 項 ) は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))
- ・ 都県又は指定都市の業務核都市基本構想の作成に係る主務大臣の承認 ( 2 4 条 1 項 )

は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。

※ 25条2項に係る関与については、準用される24条1項の整理によるものとする。

(90) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平2法71)  
(文部省と共管)

【関与】

・ 都道府県の地域生涯学習振興基本構想の作成に係る通商産業大臣及び文部大臣の承認(5条4項)は協議とする。(国税上の特例措置の適用は国との協議が整ったもののみ)に限定(メルクマール(a))

※ 7条1項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

(91) 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平3法82)

【関与】

・ 市町村の特定商業集積整備基本構想の作成に係る都道府県の承認(5条6項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

※ 6条2項に係る関与については、準用される5条6項の整理によるものとする。

(92) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平4法22)(農林水産省・運輸省・自治省と共管)

【関与】

・ 都道府県の地域輸入促進計画の作成に係る主務大臣の承認(5条8項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

・ 都道府県の地域輸入促進計画の変更に係る主務大臣の承認(6条1項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

(93) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平4法76)(国土庁・農林水産省・郵政省・建設省・自治省と共管)

【関与】

・ 市町村の基本計画の作成に係る都道府県の承認(6条6項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(a))

※ 7条2項に係る関与については、準用される6条6項の整理によるものとする。

(94) 大阪湾臨海地域開発整備法(平4法110)(環境庁・国土庁・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管)

【関与】

- ・ 関係府県の大坂湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画の作成に係る主務大臣の承認（7条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条4項に係る関与については、準用される7条1項の整理によるものとする。

(95) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平5法72）（国土庁・農林水産省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の基盤整備計画の作成・変更に係る都道府県の承認（4条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(96) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平9法28）（運輸省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の基盤的技術産業集積活性化計画の作成に係る主務大臣の承認（5条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都道府県の基盤的技術産業集積活性化計画の変更に係る主務大臣の承認（6条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都道府県の特定中小企業集積活性化計画の作成に係る通商産業大臣の承認（21条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都道府県の特定中小企業集積活性化計画の変更に係る通商産業大臣の承認（22条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

[運輸省]

( 97) 港湾法 ( 昭 2 5 法 2 1 8 )

【関与】

- ・ 港務局の港湾区域の設定に係る運輸大臣又は都道府県の認可 ( 4 条 4 項) (メルクマール(i))
  - ・ 港務局の解散に係る運輸大臣の承認 ( 1 0 条 1 項) (メルクマール(g))
  - ・ 都市計画区域以外の地域について臨港地区を定める場合の運輸大臣の認可 ( 3 8 条 1 項) は廃止する。この場合、港湾管理者が行った臨港地区の決定についての不服等の申出は、運輸大臣に対してすることができるとする。
  - ・ 港湾施設等の利用料率に係る運輸大臣の変更命令 ( 4 4 条 4 項) は是正措置要求とする。
  - ・ 政令で定める重要港湾の入港料率の設定又は変更に係る運輸大臣の認可 ( 4 4 条の 2 第 2 項) は、同意が得られない限り入港料率の設定又は変更の効果が生じないことが確保されることを前提として、同意を要する協議とする。(メルクマール(c))
  - ・ 国が負担した港湾施設の譲渡等に係る運輸大臣の認可 ( 4 6 条 1 項) (メルクマール(f))
  - ・ 私企業への不関与等の規定に関する違反に係る運輸大臣の停止又は変更命令 ( 4 7 条) は是正措置要求とする。
  - ・ 船舶の入出港に関する書類の様式の設定に係る運輸大臣の様式の統一の指示 ( 5 0 条) は勧告とする。
  - ・ 港湾管理者の貸付けに係る特定用途港湾施設の工事实施計画等の変更、供用の休止又は廃止、譲渡等の承認に係る運輸大臣の承認 ( 施行令 5 条 1 項) (メルクマール(f))
  - ・ 港湾計画の策定に際しての港湾計画の作成方法に係る通達 ( 昭和 6 3 年 4 月 1 日、平成 5 年 4 月 1 3 日通達) による国の関与は廃止する。(平成 9 年 3 月 2 7 日に通達廃止 (措置済み))
  - ・ 港湾計画の策定に際しての臨港地区に係る指定・変更に係る事前調整についての事務連絡文書による国の関与については廃止する。(平成 9 年 1 月 2 0 日に事務連絡文書廃止 (措置済み))
- ※ 9 条 2 項、3 3 条 2 項に係る関与については、準用される 4 条 4 項の整理によるものとする。
- ※ 4 4 条の 2 第 3 項に係る関与については、準用される 4 4 条 4 項の整理によるものとする。
- ※ 附則 2 5 項に係る関与については、準用される 4 6 条 1 項の整理によるものとする。

( 98) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ( 昭 2 6 法 9 7 ) ( 農林水産省・建設省と共管)

【関与】

- ・ 災害復旧事業を適正に実施させるため事業の施行に関し必要な都道府県に対する主務大臣の指示（9条1項）については、災害の拡大や2次災害の発生を防止するため緊急に必要な場合における必要な指示とする。（メルクマール(j)）
- ・ 災害復旧事業を適正に実施させるため事業の施行に関し必要な市町村に対する都道府県の指示（9条2項）については、災害の拡大や2次災害の発生を防止するため緊急に必要な場合における必要な指示とする。（メルクマール(j)）
- ・ 都道府県又は市町村の災害復旧事業費の決定の申請を行う際に必要な当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛の主務大臣の承認（施行令6条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 都道府県又は市町村の災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計の変更の主務大臣の承認（施行令7条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

#### (99) 道路運送法（昭26法183）

##### 【その他】

- ・ 過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、地方公共団体がバス事業を自ら行う場合又はバス事業者に委託して運行させる場合は、地方公共団体の意向を尊重して、申請どおりに直ちに許可することとするとともに、地方運輸局から陸運支局に事務を移管することとする。（平成9年3月27日運輸省自動車交通局長通達（措置済み））  
また、近々、規制緩和の観点から、バス事業そのものの規制のあり方を見直すに際しては、上記の場合の許可制の廃止をも含めて検討することとする。

#### (100) モーターボート競走法（昭26法242）

##### 【関与】

- ・ 競走場の設置、移転に係る運輸大臣の許可（4条1項）
- ・ 競走を1年以上引き続き開催しない場合の競走場の設置又は移転の許可の取消し（4条6項）
- ・ 地方運輸局長の施行者に対する競走開催の日取りその他の施行の調整に関する必要な指示（6条の2第2項）
- ・ 地方運輸局長の施行者に対する秩序維持等に関する必要な命令（22条の11）
- ・ 施行者が法令に基づく処分に違反したとき等の運輸大臣による停止等の命令（23条1項）
- ・ 競走場の設置又は移転の許可の取消し（23条の2）
- ・ 施行者等に対する競走の開催、終了及び会計その他必要事項の報告及び業務の状況もしくは帳簿書類その他必要な物件の検査（25条）

#### (101) 空港整備法（昭31法80）



【関与】

- ・ 地方公共団体が管理する第二種空港における滑走路等の工事の施行に係る国の承認（8条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ※ 9条2項に係る関与については、準用される8条2項の整理によるものとする。

(102) 海岸法（昭31法101）（農林水産省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 重要港湾の港湾管理者が海岸保全区域指定について都道府県からの協議に応じようとする場合の運輸大臣の同意（4条2項）は、重要港湾の管理者たる都道府県又は港湾管理者の運輸大臣への協議とする。

(103) 踏切道改良促進法（昭36法195）（建設省と共管）

【関与】

- ・ 立体交差化計画又は構造改良計画が著しく不適當であると認めるときの運輸大臣及び建設大臣の変更指示（4条3項）（メルクマール(1)）

(104) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭42法110）

【関与】

- ・ 地方公共団体による空港周辺整備機構への出資に係る自治大臣の承認（21条4項）は協議とする。

(105) 農村地域工業等導入促進法（昭46法112）（農林水産省・通商産業省・労働省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の農村地域工業等導入基本計画の策定・変更に係る主務大臣の協議（4条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 市町村の農村地域工業等導入実施計画の策定・変更に係る都道府県の協議（5条8項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(106) 発電用施設周辺地域整備法（昭49法78）（警察庁・科学技術庁・環境庁・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・郵政省・労働省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の整備計画の作成に係る主務大臣の承認（4条7項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

※ 4条9項に係る関与については、準用される4条7項の整理によるものとする。

(107) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭53法26）（建設省と共管）

【関与】

- ・ 航空機騒音対策基本方針の策定に係る運輸大臣、建設大臣の同意（3条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

※ 3条8項に係る関与については、準用される3条6項の整理によるものとする。

(108) 広域臨海環境整備センター法（昭56法76）

【関与】

- ・ 広域臨海環境整備センターへの出資に係る自治大臣の承認（5条2項）は協議とする。

(109) 関西国際空港株式会社法（昭59法53）

【関与】

- ・ 地方公共団体による関西国際空港株式会社への出資に係る自治大臣の承認（4条3項）は協議とする。

(110) 総合保養地域整備法（昭62法71）（国土庁・農林水産省・通商産業省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の基本構想の作成に係る主務大臣の承認（5条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

(111) 多極分散型国土形成促進法（昭63法83）（北海道開発庁・沖縄開発庁・国土庁・農林水産省・通商産業省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認（8条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都県又は指定都市の業務核都市基本構想の作成に係る主務大臣の承認（24条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。

※ 25条2項に係る関与については、準用される24条1項の整理によるものとする。

(112) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平

元法 6 1) (建設省・自治省と共管)

【関与】

- ・ 都府県の基本計画の策定に係る主務大臣の承認（4条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都府県の基本計画の変更に係る主務大臣の承認（5条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 地方公共団体から特定鉄道事業者への出資に係る自治大臣の承認（21条1項）は協議とする。

(113) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平4法22）（農林水産省・通商産業省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の地域輸入促進計画の作成に係る主務大臣の承認（5条8項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都道府県の地域輸入促進計画の変更に係る主務大臣の承認（6条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(114) 大阪湾臨海地域開発整備法（平4法110）（環境庁・国土庁・通商産業省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 関係府県の大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画の作成に係る主務大臣の承認（7条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条4項に係る関与については、準用される7条1項の整理によるものとする。

(115) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平9法28）（通商産業省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の基盤的技術産業集積活性化計画の作成に係る主務大臣の承認（5条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都道府県の基盤的技術産業集積活性化計画の変更に係る主務大臣の承認（6条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(116) 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平9法91）

【関与】

- ・ 外客来訪促進計画の策定に係る運輸大臣の同意（４条２項）（メルクマール(a))
- ・ 外客来訪促進計画の変更に係る運輸大臣の同意（４条６項）（メルクマール(a))

(117) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平 1 0 法 3 6）

【関与】

- ・ 地方公共団体による指定会社への出資に係る自治大臣の承認（５条３項）は協議とする。

[郵政省]

(118) 多極分散型国土形成促進法（昭63法83）（北海道開発庁・沖縄開発庁・国土庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認（8条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都県又は指定都市の業務核都市基本構想の作成に係る主務大臣の承認（24条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。
- ※ 25条2項に係る関与については、準用される24条1項の整理によるものとする。

(119) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）（国土庁・農林水産省・通商産業省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の基本計画の作成に係る都道府県の承認（6条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条2項に係る関与については、準用される6条6項の整理によるものとする。

(120) 大阪湾臨海地域開発整備法（平4法110）（環境庁・国土庁・通商産業省・運輸省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 関係府県の大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画の作成に係る主務大臣の承認（7条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条4項に係る関与については、準用される7条1項の整理によるものとする。

[労働省]

(121) 雇用促進事業団法（昭36法116）

【関与】

- ・ 地方公共団体からの雇用促進事業団への出資に係る自治大臣の承認（附則6条1項）は協議とする。

(122) 職業能力開発促進法（昭44法64）

【関与】

- ・ 都道府県が職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校を、市町村が職業能力開発校を設置（一部の事項に係る変更を含む。）する際の労働大臣の認可（16条2項（一部の事項に係る変更については、施行規則6条2項））は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(123) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭46法68）

【関与】

- ・ 失業者吸収率が定められている公共事業の実施に係る事務（地方公共団体）に係る失業者吸収率が定められている公共事業の事業主体たる地方公共団体が公共職業安定所の紹介によらず直接雇い入れる場合の公共職業安定所の承諾（22条3項）（メルクマール(h)）

(124) 農村地域工業等導入促進法（昭46法112）（農林水産省・通商産業省・運輸省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の農村地域工業等導入基本計画の策定・変更に係る主務大臣の協議（4条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 市町村の農村地域工業等導入実施計画の策定・変更に係る都道府県の協議（5条8項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(125) 沖縄振興開発特別措置法（昭46法131）（沖縄開発庁・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 失業者吸収率が定められている公共事業の実施に係る事務（地方公共団体）に係る失業者吸収率が定められている公共事業の事業主体たる地方公共団体が公共職業安定所の紹介によらず直接雇い入れる場合の公共職業安定所の承諾（39条3項）（メルクマール

ル(h))

(126) 地域雇用開発等促進法（昭62法23）

【関与】

- ・ 都道府県の地域雇用環境整備計画の策定に係る労働大臣の承認（7条の2第5項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都道府県の地域雇用環境整備計画の変更に係る労働大臣の承認（7条の2第8項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 失業者吸収率が定められている公共事業の実施に係る事務（地方公共団体）に係る失業者吸収率が定められている公共事業の事業主体たる地方公共団体が公共職業安定所の紹介によらず直接雇い入れる場合の公共職業安定所の承諾（19条3項）（メルクマール(h)）

(127) 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法（平7法20）

【関与】

- ・ 失業者吸収率が定められている公共事業の実施に係る事務（地方公共団体）に係る失業者吸収率が定められている公共事業の事業主体たる地方公共団体が公共職業安定所の紹介によらず直接雇い入れる場合の公共職業安定所の承諾（2条4項）（メルクマール(h)）

[建設省]

(128) 軌道法（大10法76）（運輸省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者（都道府県、市町村）に対する軌道工事等の都道府県の執行命令（8条1項、施行令10条1項）は指示とする。（メルクマール(1)）
- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者（都道府県、市町村）に対する軌条関係部分道路の維持修繕に係る都道府県の執行命令（12条2項、施行令11条1項）は指示とする。（メルクマール(1)）
- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者（都道府県、市町村）に対する軌道に関する工作物の使用廃止の際の道路の原状回復工事に係る都道府県の執行命令（24条2項、施行令11条1項）は指示とする。（メルクマール(1)）
- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者（都道府県、市町村）が軌道敷地を道路敷地とすることの都道府県の認可（施行令12条1項）（メルクマール(i)）

(129) 水防法（昭24法193）

【関与】

- ・ 二以上の都府県に係る水防計画の建設大臣の承認（7条2項）は廃止する。
- ・ 水防上緊急を要するときの都道府県の水防管理者等に対する指示（23条）（メルクマール(j)）
- ・ 二以上の都府県に関係がある河川で公共の安全を保持するために特に重要なものの水防上緊急を要するときの建設大臣の都道府県等に対する指示（24条）（メルクマール(j)）
- ・ 指定管理団体の水防計画の都道府県の承認（25条）は協議とする。

(130) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭26法97）（農林水産省・運輸省と共管）

【関与】

- ・ 災害復旧事業を適正に実施させるため事業の施行に関し必要な都道府県に対する主務大臣の指示（9条1項）については、災害の拡大や2次災害の発生を防止するため緊急に必要な場合における必要な指示とする。（メルクマール(j)）
- ・ 災害復旧事業を適正に実施させるため事業の施行に関し必要な市町村に対する都道府県の指示（9条2項）については、災害の拡大や2次災害の発生を防止するため緊急に必要な場合における必要な指示とする。（メルクマール(j)）
- ・ 都道府県又は市町村の災害復旧事業費の決定の申請を行う際に必要な当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛の主務大臣の承認（施行令6条2項）は同意を要する協議とする。



(メルクマール(c))

- ・ 都道府県又は市町村の災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計の変更の主務大臣の承認（施行令7条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

### (131) 公営住宅法（昭26法193）

#### 【関与】

- ・ 公営住宅の家賃等に係る建設大臣の変更命令（26条）は廃止する。
- ・ 公営住宅建替事業の施行に伴う公営住宅等の用途廃止に係る建設大臣の承認（37条1項、7項）（メルクマール(f)）
- ・ 公営住宅等の譲渡に係る建設大臣の承認（44条1項）（メルクマール(f)）
- ・ 公営住宅等の用途廃止に係る建設大臣の承認（44条3項）（メルクマール(f)）
- ・ 社会福祉法人等による公営住宅の使用に係る建設大臣の承認（45条1項）（メルクマール(f)）
- ・ 公営住宅の特定公共賃貸住宅としての使用に係る建設大臣の承認（45条2項）（メルクマール(f)）
- ・ 公営住宅等の事業主体変更に係る建設大臣の承認（46条1項）（メルクマール(f)）
- ・ 公営住宅の管理等に係る建設大臣又は都道府県の指示等（48条1項）は廃止する。
- ・ 公営住宅の譲渡の価額の別定めに係る建設大臣の承認（施行令12条）（メルクマール(f)）
- ・ 公営住宅の整備に係る国の補助金交付決定を受けた事業の廃止又は事業計画の変更に係る建設大臣の承認（公営住宅法施行規則7条1項の関与を公営住宅法に規定）（メルクマール(f)）

### (132) 道路法（昭27法180）

#### 【関与】

- ・ 道路管理者による有料の橋又は渡船施設の新設若しくは改築に係る建設大臣の許可（25条1項）（メルクマール(i)）
- ・ 道路管理者による有料の橋又は渡船施設の新設若しくは改築に係る建設大臣の変更許可（25条5項）は、料金又は料金徴収期間の変更を伴うものについては現行どおりとし（メルクマール(i)）、その他を協議とする。
- ・ 有料の橋又は渡船施設の構造が技術的基準に適合しない場合の建設大臣又は都道府県の工事措置命令（26条2項）は是正措置要求又は是正の勧告とする。
- ・ 都道府県道の路線を認定、変更又は廃止する場合の建設大臣の認可（74条）は協議とする。
- ・ 都道府県道及び指定都市の市道に関する建設大臣の是正措置命令（75条1項）は道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために緊急の必要がある場合の必要な指示とし、指定都市の市道以外の市町村道に関する都道府県の是正措置命令（75条1項）は

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために緊急の必要がある場合の都道府県の必要な指示及び特に必要がある場合の建設大臣の必要な指示とする。（メルクマール(1)）

- ・ 道路の区域が決定され供用が開始されるまでの間における都道府県道及び指定都市の市道に関する建設大臣の是正措置命令（91条2項において準用する75条1項）は是正措置要求とし、指定都市の市道以外の市町村道に関する都道府県の是正措置命令（91条2項において準用する75条1項）は建設大臣又は都道府県の是正措置要求又は是正の勧告とする。
- ・ 開発道路の維持、修繕又は災害復旧を行う場合の実施計画についての建設大臣の承認（施行令34条6項）は協議とする。

### (133) 北海道防寒住宅建設等促進法（昭28法64）（大蔵省と共管）

#### 【関与】

- ・ 試験研究等に係る国の補助の交付決定を受けた事業の廃止又は事業の計画の変更に係る建設大臣の承認（北海道防寒住宅建設等促進法施行規則3条1項の関与を北海道防寒住宅建設等促進法に規定）（北海道）（メルクマール(f)）

### (134) 土地区画整理法（昭29法119）

#### 【関与】

- ・ 都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画において定める設計の概要に係る建設大臣又は都道府県の認可（52条1項）（メルクマール(e)）
- ・ 都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画において定める設計の概要又はその変更についての修正命令（55条4項、13項）は是正措置要求とする。（メルクマール(e)）
- ・ 都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画において定める設計の概要の変更についての建設大臣又は都道府県の認可（55条12項）（メルクマール(e)）
- ・ 市町村が施行する土地区画整理事業における換地計画の策定に係る都道府県の認可（86条1項）（メルクマール(e)）
- ・ 市町村が施行する土地区画整理事業における換地計画の変更に係る都道府県の認可（97条1項）（メルクマール(e)）
- ・ 施行者である都道府県等に対する土地区画整理事業の適正な施行を確保するための処分の取消し、工事の中止等の必要な措置の命令（126条）は是正措置要求とする。

### (135) 道路整備特別措置法（昭31法7）

#### 【関与】

- ・ 道路管理者による有料道路の新設又は改築に係る建設大臣の許可（8条1項）（メルクマール(e)）

クマール(i))

- ・ 道路管理者による有料道路に係る建設大臣の変更許可（8条4項）は工事区間、料金又は料金徴収期間等の変更に係るものについては現行どおりとし（メルクマール(i)）、その他を協議とする。
- ・ 道路管理者が二以上の道路を一の道路として料金徴収することに係る建設大臣の許可、変更許可（8条の2第1、3項）（メルクマール(i)）
- ・ 道路管理者による有料道路の工事の廃止に係る建設大臣の許可（9条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 道路管理者による有料道路の新設又は改築に係る工事方法の変更等の建設大臣又は都道府県による措置命令（15条3項）は是正措置要求又は是正の勧告とする。
- ・ 日本道路公団の管理する有料道路の道路管理者への引継に係る建設大臣の許可（27条の2）（メルクマール(i)）

#### (136) 高速自動車国道法（昭32法79）

##### 【関与】

- ・ 道路等と高速自動車国道との連結の許可申請に係る建設大臣の許可（11条2項）（メルクマール(h)）

#### (137) 地すべり等防止法（昭33法30）（農林水産省と共管）

##### 【関与】

- ・ 市町村の関連事業計画に係る都道府県の承認（24条3項）は協議とする。

#### (138) 下水道法（昭33法79）（厚生省と共管）

##### 【関与】

- ・ 都道府県の流域別下水道整備総合計画の策定に係る建設大臣の承認（2条の2）は廃止し、県際河川、複数都府県にまたがる広域的閉鎖性水域に係るものに限り、建設大臣との同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 公共下水道事業計画の策定、変更に係る建設大臣又は都道府県の認可（4条1項）（メルクマール(i)）
- ・ 流域下水道事業計画の策定、変更に係る建設大臣の認可（25条の3第1項、4項）（メルクマール(i)）
- ・ 公共下水道事業等に関する工事中止命令、施設改善命令等（37条）及び終末処理場の維持管理等に関する勧告（37条の2）は厚生大臣、建設大臣又は都道府県の助言・勧告、是正措置要求とする。ただし、下水道管理者が行う下水道の工事及び維持管理に関し、公衆衛生又は公共用水域の水質に重大な影響を及ぼすことを防止するために緊急の必要がある場合においては、厚生大臣、建設大臣又は都道府県は下水道管理者に対し、必要な指示を行うことができることとする。（メルクマール(1)）

(139) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭33法98）  
（国土庁と共管）

【関与】

- ・ 施行者である都県等に対する工業団地造成事業の適正な施行を確保するための施行計画の変更、工事の中止等の必要な措置の命令（28条1項）は是正措置要求とする。

(140) 住宅地区改良法（昭35法84）

【関与】

- ・ 住宅地区改良事業の事業計画の策定に係る建設大臣の認可（5条1項）は協議とする。
  - ・ 住宅地区改良事業の事業計画の変更に係る建設大臣の認可（5条2項）は協議とする。
  - ・ 改良住宅の家賃の限度額を超えて家賃を定め又は変更しようとする場合の建設大臣の承認（29条3項において準用する公営住宅法の一部を改正する法律（平8法55）の規定による改正前の公営住宅法13条2項）は廃止する。
  - ・ 施行者等に対する住宅地区改良事業の適正な施行を確保するための処分の取消し、工事の中止等の必要な措置の命令（33条）は是正措置要求とする。
- ※ 29条1項に係る関与については、準用される公営住宅法26条、44条1項、3項、46条1項の整理によるものとする。

(141) 踏切道改良促進法（昭36法195）（運輸省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者（都道府県、市町村）における立体交差化計画又は構造改良計画が著しく不相当であると認めるときの運輸大臣及び建設大臣の変更指示（4条3項）（メルクマール(1)）

(142) 新住宅市街地開発法（昭38法134）

【関与】

- ・ 都道府県施行又は市町村施行の処分計画の策定又は変更に係る建設大臣又は都道府県の認可（22条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 施行者である都道府県等に対する新住宅市街地開発事業の適正な施行を確保するための施行計画の変更、工事の中止、処分の差止め等の必要な措置の命令（41条1項）は是正措置要求とする。

(143) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭39法145）（国土庁と共管）

【関与】

- ・ 施行者である府県等に対する工業団地造成事業の適正な施行を確保するための施行計画の変更、工事の中止等の必要な措置の命令（38条1項）は是正措置要求とする。

(144) 地方住宅供給公社法（昭40法124）

【関与】

- ・ 地方公共団体による地方住宅供給公社への出資に係る自治大臣の承認（4条3項）は協議とする。
- ・ 地方住宅供給公社の設立に係る建設大臣の認可（9条）（メルクマール(g)）

(145) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭41法45）（警察庁と共管）

【関与】

- ・ 国道以外の道路の道路管理者（建設大臣を除く）が作成した当該道路に係る特定交通安全施設等整備事業の実施計画が特定交通安全施設等整備事業七箇年計画に照らして適当でないと認めるときの建設大臣の当該道路管理者に対する変更の指示（8条3項）は廃止する。

(146) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭41法110）（経済企画庁・農林水産省・通商産業省・運輸省と共管）

【関与】

- ・ 流通業務団地造成事業の施行者である都道府県又は市町村の作成した処分計画に係る建設大臣又は都道府県の認可（26条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 施行者である都道府県等に対する流通業務団地造成事業の適正な執行を確保するための施行計画の変更、工事の中止、処分の差止等の必要な措置の命令（44条1項）は是正措置要求とする。

(147) 都市計画法（昭43法100）

【関与】

- ・ 地域地区、促進区域、遊休土地転換利用促進地区、被災市街地復興推進地域、都市施設、市街地開発事業及び地区計画等に関する市町村の都市計画決定に係る都道府県の承認（19条1項）は都道府県の同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 地区計画、防災街区整備地区計画に関する都市計画に関する事項で、政令で定めるものに関する都道府県の承認（19条2項）は都道府県の同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 市町村決定に係る都市計画を変更する場合の都道府県の承認（21条2項）は都道府

県の同意を要する協議とする。(メルクマール(c))

- ・ 国の利害に重大な関係がある都市計画決定、変更に係る建設大臣の指示(24条1項)(メルクマール(1))
- ・ 市町村が行う土地の試掘等の都道府県の許可(26条1項)(メルクマール(i))
- ・ 市町村が施行する都市計画事業の都道府県の認可(59条1項)(メルクマール(e))
- ・ 都道府県が施行する都市計画事業の建設大臣の認可(59条2項)(メルクマール(e))
- ・ 市町村又は都道府県が都市計画事業の事業計画を変更する場合の建設大臣、都道府県の認可(63条1項)(メルクマール(e))

#### (148) 都市再開発法(昭44法38)

##### 【関与】

- ・ 都道府県又は市町村が施行する市街地再開発事業の事業計画(設計の概要に限る。)の策定に係る建設大臣又は都道府県の認可(51条1項)(メルクマール(e))
  - ・ 第一種市街地再開発事業の施行の準備のための試掘等の実施に係る都道府県の許可(61条1項)(メルクマール(i))
  - ・ 都道府県又は市町村が施行する市街地再開発事業の権利変換計画の策定又は変更に係る建設大臣又は都道府県の認可(72条)(メルクマール(e))
  - ・ 都道府県又は市町村が施行する市街地再開発事業の特定建築者の決定に係る建設大臣又は都道府県の承認(99条の3第3項)(メルクマール(i))
  - ・ 都道府県又は市町村が施行する市街地再開発事業の管理処分計画の策定又は変更に係る建設大臣又は都道府県の認可(118条の6)(メルクマール(e))
  - ・ 施行者である都道府県等に対する市街地再開発事業の適正な遂行を確保するための処分の取消し、工事の中止等の必要な措置の命令(126条)は是正措置要求とする。
  - ・ 都道府県又は市町村が施行する事業に係る管理規約の策定に係る建設大臣又は都道府県の認可(133条)は同意を要する協議とする。(メルクマール(c))
- ※ 56条に係る関与については準用される51条の整理によるものとする。
- ※ 99条の8第5項、118条の28第2項に係る関与については準用される99条の3第3項の整理によるものとする。

#### (149) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭44法57)

##### 【関与】

- ・ 急傾斜地崩壊防止工事の施行(12条1項)に係る建設大臣の指示(新規)(メルクマール(j))

#### (150) 地方道路公社法(昭45法82)

【関与】

- ・ 地方公共団体による地方道路公社への出資に係る自治大臣の承認（４条３項）は協議とする。
- ・ 地方道路公社の設立に係る建設大臣又は都道府県の認可（９条）（メルクマール(g)）

(151) 日本下水道事業団法（昭４７法４１）

【関与】

- ・ 地方公共団体による日本下水道事業団への出資に係る自治大臣の承認（４条５項）は協議とする。

(152) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭４７法６６）（自治省と共管）

【関与】

- ・ 土地開発公社の設立の主務大臣又は都道府県の認可（１０条２項）（メルクマール(g)）
- ・ 土地開発公社の定款の変更の主務大臣又は都道府県の認可（１４条２項）（メルクマール(g)）
- ・ 土地開発公社の解散の主務大臣又は都道府県の認可（２２条１項）（メルクマール(g)）

(153) 新都市基盤整備法（昭４７法８６）

【関与】

- ・ 都道府県施行又は市町村施行の施行計画において定める設計の概要に係る建設大臣又は都道府県の認可（２２条１項）（メルクマール(e)）
  - ・ 市町村施行の換地計画の策定に係る都道府県の認可（３０条１項）（メルクマール(e)）
  - ・ 市町村施行の換地計画の変更に係る都道府県の認可（３８条１項）（メルクマール(e)）
  - ・ 都道府県施行又は市町村施行の処分計画の策定又は変更に係る建設大臣又は都道府県の認可（４５条１項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
  - ・ 市町村施行の実施計画の策定又は変更に係る都道府県の認可（４９条１項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
  - ・ 施行者である都道府県等に対する新都市基盤整備事業の適正な施行を確保するための工事の中止、処分の差止め等の必要な措置の命令（６０条）は是正措置要求とする。
- ※ ２５条１項に係る関与については、準用される土地区画整理法５５条４項、１２項、１３項の整理によるものとする。

(154) 都市緑地保全法（昭48法72）

【関与】

- ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定に係る都道府県との協議（2条の2）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(155) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭50法67）

【関与】

- ・ 都府県又は市町村が施行する住宅街区整備事業（以下「事業」という。）の事業計画（資金計画に係る部分を除く。）の策定に係る建設大臣又は都道府県の認可（52条）（メルクマール(e)）
  - ・ 事業の施行の準備のための試掘等の実施に係る都道府県の許可（64条1項）（メルクマール(i)）
  - ・ 市町村が施行する事業に係る換地計画の策定に係る都府県の認可（72条）（メルクマール(e)）
  - ・ 市町村が施行する事業に係る換地計画の変更に係る都府県の認可（81条）（メルクマール(e)）
  - ・ 市町村が施行する事業に係る管理規約の策定に係る都府県の認可（100条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ※ 57条に係る関与については、準用される土地区画整理法55条12項の整理によるものとする。
- ※ 96条に係る関与については、準用される土地区画整理法126条の整理によるものとする。

(156) 石油コンビナート等災害防止法（昭50法84）（通商産業省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 石油コンビナート等特別防災区域における緑地等の設置に関する計画に係る主務大臣の承認（33条）は協議とする。

(157) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭53法26）（運輸省と共管）

【関与】

- ・ 航空機騒音対策基本方針の策定に係る運輸大臣、建設大臣の同意（3条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ※ 3条8項に係る関与については、準用される3条6項の整理によるものとする。

(158) 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭55法34）



**【関与】**

- ・ 沿道整備道路の指定に係る建設大臣の承認（5条1項）は建設大臣の同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
  - ・ 市町村が沿道整備権利移転等促進計画を定めようとするときの都道府県の承認（10条の2第4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ※ 5条6項に係る関与については、準用される5条1項の整理によるものとする。

**(159) 高度技術工業集積地域開発促進法（昭58法35）（国土庁・農林水産省・通商産業省と共管）**

**【関与】**

- ・ 都道府県開発計画の作成に係る主務大臣の承認（5条5項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条5項の整理によるものとする。

**(160) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭61法45）**

**【関与】**

- ・ 地方公共団体による東京湾横断道路建設事業者への出資に係る自治大臣の承認（4条2項）は協議とする。

**(161) 総合保養地域整備法（昭62法71）（国土庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・自治省と共管）**

**【関与】**

- ・ 都道府県の基本構想の作成に係る主務大臣の承認（5条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

**(162) 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭63法32）（国土庁・農林水産省・通商産業省と共管）**

**【関与】**

- ・ 都道府県の集積促進計画の作成に係る主務大臣の承認（5条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

**(163) 多極分散型国土形成促進法（昭63法83）（北海道開発庁・沖縄開発庁・国土庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・自治省と共管）**

【関与】

- ・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認（8条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
  - ・ 都府県又は指定都市の業務核都市基本構想の作成に係る主務大臣の承認（24条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。
- ※ 25条2項に係る関与については、準用される24条1項の整理によるものとする。

(164) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平元法61）（運輸省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 都府県の基本計画の策定に係る主務大臣の承認（4条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都府県の基本計画の変更に係る主務大臣の承認（5条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 地方公共団体から特定鉄道事業者への出資に係る自治大臣の承認（21条1項）は協議とする。

(165) 市民農園整備促進法（平2法44）（農林水産省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の市民農園区域の指定に係る都道府県の同意（4条2項）は協議とする。
  - ・ 市町村の市民農園の開設の認定に係る都道府県の同意（7条4項）（メルクマール(c)）
- ※ 4条5項に係る関与については、準用される4条2項の整理によるものとする。
- ※ 7条6項に係る関与については、準用される7条4項の整理によるものとする。

(166) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）（国土庁・農林水産省・通商産業省・郵政省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の基本計画の作成に係る都道府県の承認（6条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条2項に係る関与については、準用される6条6項の整理によるものとする。

(167) 大阪湾臨海地域開発整備法（平4法110）（環境庁・国土庁・通商産業省・郵政省・運輸省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 関係府県の大坂湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画の作成に係る主務大臣の承認（7条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条4項に係る関与については、準用される7条1項の整理によるものとする。

(168) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平5法72）（国土庁・農林水産省・通商産業省・自治省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更に係る都道府県の承認（4条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 市町村の所有権移転等促進計画の策定に係る都道府県の承認（8条4項）（メルクマール(e)）

(169) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平9法28）（通商産業省・運輸省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の基盤的技術産業集積活性化計画の作成に係る主務大臣の承認（5条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都道府県の基盤的技術産業集積活性化計画の変更に係る主務大臣の承認（6条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

[自治省]

(170) 地方自治法（昭22法67）

【関与】

- ・ 都道府県以外の地方公共団体の名称変更に係る都道府県の許可（3条3項）は協議とする。
- ・ 都道府県の議会の解散の投票結果が判明及び確定したときの都道府県の選挙管理委員会から自治大臣への報告及び市町村の議会の解散の投票結果が判明及び確定したときの市町村の選挙管理委員会から都道府県知事への報告（77条）は廃止する。
- ・ 都道府県の議会の議員の解職の投票結果が判明及び確定したときの都道府県の選挙管理委員会から自治大臣への報告及び市町村の議会の議員の解職の投票結果が判明及び確定したときの市町村の選挙管理委員会から都道府県知事への報告（82条1項）は廃止する。
- ・ 都道府県知事の解職の投票結果が判明及び確定したときの都道府県の選挙管理委員会から自治大臣への報告（投票の結果解職されることとなる場合を除く。）、市長の解職の投票結果が判明及び確定したときの市の選挙管理委員会から自治大臣への報告及び町村長の解職の投票結果が判明したときの町村の選挙管理委員会から都道府県知事への報告（投票の結果解職されることとなる場合を除く。）（82条2項）は廃止するとともに、市長の解職の投票結果が判明及び確定した場合において投票の結果解職されることとなるときは市の選挙管理委員会から都道府県知事に報告させることとする。
- ・ 市町村の議会の解散又は議会の議員若しくは長の解職の投票において市町村の選挙管理委員会が投票時間を変更するに当たっての都道府県の選挙管理委員会の承認（85条：公職選挙法40条1項準用）は廃止する。
- ・ 市町村選挙に関する事務についての市町村の選挙管理委員会に対する都道府県の選挙管理委員会の指揮監督（186条1項）は廃止する。
- ・ 地方自治法に基づく地方公共団体の財務に係るのある事務についての国及び都道府県知事による報告徴収、書類帳簿の徴収、実地視察、出納検閲は廃止する。その場合、国及び都道府県は、一般ルール法に基づき地方公共団体の財務に係るのある事務について報告を徴収するとともに、国は都道府県に対し実地検査を行い、都道府県は、国の指示を受けて、市町村に対し実地検査を行うことができるものとする。また、国は緊急の場合など特に必要がある場合に限り、市町村に対し実地検査を行うことができるものとする。（246条）
- ・ 起債の許可（自治大臣、都道府県）は協議とする。ただし、元利償還金の払込について延滞のある地方公共団体、元利償還費や決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体等及び普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については許可とする。（第4の5（3）地方債参照）（250条）（メルクマール(i)）
- ・ 中核市の指定に係る申出についての都道府県の同意（252条の24第2項）（メルクマール(c)）
- ・ 一部事務組合の設置に係る自治大臣又は都道府県の許可（284条2項）（メルクマ

ール(g))

- ・ 広域連合の設置に係る自治大臣又は都道府県の許可(284条3項)(メルクマール(g))
  - ・ 町村の全部事務組合の設置に係る都道府県の許可(284条5項)(メルクマール(g))
  - ・ 町村の役場事務組合の設置に係る都道府県の許可(284条6項)(メルクマール(g))
  - ・ 一部事務組合のこれを組織する地方公共団体の数の増減若しくは共同処理する事務の変更又は規約の変更に係る自治大臣又は都道府県の許可(286条1項)(メルクマール(g))
  - ・ 広域連合のこれを組織する地方公共団体の数の増減若しくは共同処理する事務の変更又は規約の変更に係る自治大臣又は都道府県の許可(291条の3第1項)(メルクマール(g))
  - ・ 広域連合の解散に係る自治大臣又は都道府県の許可(291条の10第1項)(メルクマール(g))
  - ・ 全部事務組合のこれを組織する町村の数の増減又は規約の変更に係る都道府県の許可(291条の14第1項)(メルクマール(g))
  - ・ 全部事務組合の解散に係る都道府県の許可(291条の14第3項)(メルクマール(g))
  - ・ 数都道府県にわたる都道府県の加入しない一部事務組合の設置に係る自治大臣の許可等(293条1項)(メルクマール(g))
  - ・ 財産区の財産又は公の施設の処分又は廃止をしようとするときの都道府県の認可(296条の5第2項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(c))
  - ・ 財産区からの充当金の限度において、財産区住民に対して不均一の課税又は使用料等の徴収をしようとするときの都道府県の許可(296条の5第5項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(c))
  - ・ 地方開発事業団の設置及びその設置団体の数の増減又は規約の変更に係る自治大臣又は都道府県の認可(298条2項)(メルクマール(g))
  - ・ 財産区の財産処分のうちその価値を減少させるものの計画に対する都道府県の承認(施行令219条2項)は同意を要する協議とする。(メルクマール(c))
- ※ 291条の15に係る関与については、準用される286条1項の整理によるものとする。

#### 【その他】

- ※ 地方自治法又はこれに基づく政令で特別の定めをするものを除く外、地方自治法第二編中市に関する規定を特別区について適用するもの。当該規定に基づく関与については、適用される規定と同じ。(283条1項)
- ※ 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市に属する事務で281条2項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものを特別区について適用するもの。当該規定に基づく関与については、適用される規定と同じ。(2

83条2項)

※ 地方公共団体の組合で都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、都道府県並びに市及び特別区の加入しないものにあつては町村の規定を準用するもの。当該規定に基づく関与については、準用される規定と同じ。(292条)

- ・ 都道府県が法定の局部数を超えて局部を置く場合の事前の自治大臣への協議(158条3項、4項)を届出に改める。(地方自治法の一部を改正する法律(平9法67)158号3項、4項は平成9年6月4日施行(措置済み))
- ・ 外部監査契約に基づき外部監査法人が監査を行う制度(第13章)を創設する。(地方自治法の一部を改正する法律(平9法67)第13章は未施行(措置済み))

#### (171) 消防組織法(昭22法226)

##### 【関与】

- ・ 非常事態時における都道府県の指示(24条の2)(メルクマール(j))

#### (172) 当せん金付証票法(昭23法144)

##### 【関与】

- ・ 当せん金付証票の発売に係る自治大臣の許可(4条1項)(メルクマール(d))

#### (173) 競馬法(昭23法158)(農林水産省と共管)

##### 【関与】

- ・ 公営競技の実施ができる市町村に係る自治大臣の指定(1条2項)(メルクマール(d))

#### (174) 自転車競技法(昭23法209)(通商産業省と共管)

##### 【関与】

- ・ 公営競技の実施ができる市町村に係る自治大臣の指定(1条1項)(メルクマール(d))

#### (175) 公職選挙法(昭25法100)

##### 【関与】

- ・ 市町村選挙又は都道府県選挙に関する事務についての都道府県の選挙管理委員会に対する自治大臣の指揮監督(5条2項)は廃止する。
- ・ 市町村選挙において市町村の選挙管理委員会が投票時間を変更するに当たっての都道府県の選挙管理委員会の承認(40条1項)は廃止する。

- ・ 市町村選挙の当選人の住所等の市町村の選挙管理委員会から都道府県の選挙管理委員会への届出（101条の3第2項）は廃止する。
- ・ 都道府県選挙における選挙運動収支報告書の要旨を登載した公報の都道府県の選挙管理委員会から自治大臣への送付及び市町村選挙における選挙運動用収支報告書の要旨の市町村の選挙管理委員会から都道府県の選挙管理委員会への報告（公職選挙法施行規則25条）は廃止する。

#### (176) 地方交付税法（昭25法211）

##### 【関与】

- ・ 不当に交付税を受けた超過額の加算金の延納に係る自治大臣の許可（19条5項）（メルクマール(i)）

#### (177) 地方税法（昭25法226）

##### 【関与】

- ・ 道府県税の賦課徴収の市町村への委任に係る許可（20条の3第1項）は、許可により認められる要件自体を廃止する。
- ・ 道府県が標準税率と異なる税率で道府県民税所得割を課する場合の自治大臣への届出（35条3項）は廃止する。（地方税法等の一部を改正する法律（平10法27）平成10年4月1日施行（措置済み））
- ・ 道府県が標準税率を超える税率で不動産取得税を課する場合の自治大臣への届出（73条の15第2項）は廃止する。（地方税法等の一部を改正する法律（平10法27）平成10年4月1日施行（措置済み））
- ・ 道府県法定外普通税の新設又は変更についての許可（259条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 市町村民税の納税義務者の所得の計算について、市町村が自ら所得を計算し市町村民税を課税することに係る国の許可（316条）は、同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する一定の場合の税率に係る自治大臣への届出及び自治大臣による指示（350条2項、3項）は廃止する。（地方税法等の一部を改正する法律（平10法27）平成10年4月1日施行（措置済み））
- ・ 市町村法定外普通税の新設又は変更についての許可（669条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 道府県が標準税率と異なる税率で道府県固定資産税を課する場合の自治大臣への届出（741条2項）は廃止する。（地方税法等の一部を改正する法律（平10法27）平成10年4月1日施行（措置済み））

#### (178) モーターボート競走法（昭26法242）（運輸省と共管）

【関与】

- ・ 公営競技の実施ができる市町村に係る自治大臣の指定（2条1項）（メルクマール(d)）

(179) 地方公営企業法（昭27法292）

【関与】

- ・ 財政再建計画の策定に係る自治大臣の承認（44条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
  - ・ 財政再建計画の変更に係る自治大臣の承認（44条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
  - ・ 災害その他緊急やむを得ない場合の財政再建計画の変更に係る自治大臣の事後の承認（44条3項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 附則2項に係る関与については、適用される地方自治法250条の整理によるものとする。

(180) 地方財政再建促進特別措置法（昭30法195）

【関与】

- ・ 財政再建計画の策定に係る自治大臣の承認（3条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 財政再建計画の変更に係る自治大臣の承認（3条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 災害その他緊急やむを得ない場合の財政再建計画の変更に係る自治大臣の事後の承認（3条5項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 赤字団体による公共的団体等に対する寄付金等の支出に係る自治大臣又は都道府県の承認（23条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・ 地方公共団体による国又は公団等に対する寄付金等の支出に係る自治大臣の承認（24条2項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）

(181) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭36法112）

【関与】

- ・ 開発指定事業に関する分担金等の徴収（都道府県）に係る分担金等の負担割合の基準を引き下げるとき等の自治大臣の承認（施行令2条）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(182) 雇用促進事業団法（昭36法116）



【関与】

- ・ 地方公共団体による雇用促進事業団への出資に係る自治大臣の承認（附則 6 条 1 項）は協議とする。

(183) 災害対策基本法（昭 3 6 法 2 2 3）（国土庁と共管）

【関与】

- ・ 地方防災会議に関する事務に係る中央防災会議の指示（1 3 条 2 項）は廃止する。
- ・ 市町村防災会議を設置しないことに係る都道府県知事の承認（1 6 条 3 項）は協議とする。
- ・ 都道府県防災会議の協議会の設置に係る内閣総理大臣の指示（1 8 条 1 項）は廃止する。
- ・ 市町村防災会議の協議会の設置に係る都道府県知事の指示（1 9 条 1 項）は廃止する。
- ・ 市町村防災会議に関する事務に係る都道府県防災会議の指示（2 2 条 2 項）は廃止する。
- ・ 災害応急対策に関する事務に係る非常災害対策本部長（国務大臣）の指示（2 8 条 2 項）（メルクマール(j)）
- ・ 災害応急対策に関する事務に係る緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示（2 8 条の 6 第 2 項）（メルクマール(j)）
- ・ 市町村長に対する応急措置の実施又は他の市町村長を応援すべきことの都道府県知事の指示（7 2 条 1 項）（メルクマール(j)）
- ・ 応急措置の実施に係る指定行政機関の長の指示（7 7 条 2 項）（メルクマール(j)）

(184) 漁業災害補償法（昭 3 9 法 1 5 8）

【関与】

- ・ 都道府県から農林漁業信用基金への出資に係る承認（1 9 6 条の 8 第 2 項）は協議とする。

(185) 地方住宅供給公社法（昭 4 0 法 1 2 4）

【関与】

- ・ 地方公共団体による地方住宅供給公社への出資に係る自治大臣の承認（4 条 3 項）は協議とする。

(186) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭 4 2 法 1 1 0）

【関与】

- ・ 地方公共団体による空港周辺整備機構への出資に係る自治大臣の承認（2 1 条 4 項）

は協議とする。

(187) 地方道路公社法（昭 4 5 法 8 2）

【関与】

- ・ 地方公共団体による地方道路公社への出資に係る自治大臣の承認（4 条 3 項）は協議とする。

(188) 日本下水道事業団法（昭 4 7 法 4 1）

【関与】

- ・ 地方公共団体による日本下水道事業団への出資に係る自治大臣の承認（4 条 5 項）は協議とする。

(189) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭 4 7 法 6 6）（建設省と共管）

【関与】

- ・ 土地開発公社の設立の主務大臣又は都道府県の認可（10 条 2 項）（メルクマール(g)）
- ・ 土地開発公社の定款の変更の主務大臣又は都道府県の認可（14 条 2 項）（メルクマール(g)）
- ・ 土地開発公社の解散の主務大臣又は都道府県の認可（22 条 1 項）（メルクマール(g)）

(190) 地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律（昭 4 8 法 5 9）

【関与】

- ・ 交通事業再建計画の策定に係る自治大臣の承認（5 条 1 項）は廃止する。
  - ・ 交通事業再建計画の承認の自治大臣による取消し（9 条 3 項）は廃止する。
- ※ 5 条 2 項に係る関与については、準用される 5 条 1 項の整理によるものとする。

(191) 発電用施設周辺地域整備法（昭 4 9 法 7 8）（警察庁・科学技術庁・環境庁・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の整備計画の作成に係る主務大臣の承認（4 条 7 項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 4 条 9 項に係る関与については、準用される 4 条 7 項の整理によるものとする。

(192) 大規模地震対策特別措置法（昭 5 3 法 7 3）（国土庁と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の地震防災応急対策等の実施に係る地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の指示（13条1項）（メルクマール(j)）
- ※ 26条2項に係る関与については、準用される災害対策基本法72条の整理によるものとする。

(193) 広域臨海環境整備センター法（昭56法76）

【関与】

- ・ 地方公共団体による広域臨海環境整備センターへの出資に係る承認（5条2項）は協議とする。

(194) 関西国際空港株式会社法（昭59法53）

【関与】

- ・ 地方公共団体による関西国際空港株式会社への出資に係る自治大臣の承認（4条3項）は協議とする。

(195) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭61法45）

【関与】

- ・ 地方公共団体による東京湾横断道路建設事業者への出資に係る自治大臣の承認（4条2項）は協議とする。

(196) 総合保養地域整備法（昭62法71）（国土庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の基本構想の作成に係る主務大臣の承認（5条4項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条4項の整理によるものとする。

(197) 農林漁業信用基金法（昭62法79）

【関与】

- ・ 都道府県から農林漁業信用基金への出資に係る自治大臣の承認（4条4項）は協議とする。

(198) 多極分散型国土形成促進法（昭63法83）（北海道開発庁・沖縄開発庁・国土

庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省と共管)

【関与】

- ・ 都道府県又は指定都市の振興拠点地域基本構想の作成に係る主務大臣の承認（8条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
  - ・ 都県又は指定都市の業務核都市基本構想の作成に係る主務大臣の承認（24条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 10条2項に係る関与については、準用される8条1項の整理によるものとする。
- ※ 25条2項に係る関与については、準用される24条1項の整理によるものとする。

(199) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平元法61）（運輸省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 都府県の基本計画の策定に係る主務大臣の承認（4条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都府県の基本計画の変更に係る主務大臣の承認（5条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 地方公共団体から特定鉄道事業者への出資に係る自治大臣の承認（21条1項）は協議とする。

(200) 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平3法82）（通商産業省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の特定商業集積整備基本構想の作成に係る都道府県の承認（5条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 6条2項に係る関与については、準用される5条6項の整理によるものとする。

(201) 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平4法22）（農林水産省・通商産業省・運輸省と共管）

【関与】

- ・ 都道府県の地域輸入促進計画の作成に係る主務大臣の承認（5条8項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ・ 都道府県の地域輸入促進計画の変更に係る主務大臣の承認（6条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(202) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）（国土庁・農林水産省・通商産業省・郵政省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の基本計画の作成に係る都道府県の承認（6条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条2項に係る関与については、準用される6条6項の整理によるものとする。

(203) 大阪湾臨海地域開発整備法（平4法110）（環境庁・国土庁・通商産業省・運輸省・郵政省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 関係府県の大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画の作成に係る主務大臣の承認（7条1項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）
- ※ 7条4項に係る関与については、準用される7条1項の整理によるものとする。

(204) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平5法72）（国土庁・農林水産省・通商産業省・建設省と共管）

【関与】

- ・ 市町村の農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更に係る都道府県の承認（4条6項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(a)）

(205) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平10法36）

【関与】

- ・ 地方公共団体による指定会社への出資に係る自治大臣の承認（5条3項）は協議とする。

(注)

1 自治事務に係る特別の関与（同意、許可・認可・承認、指示）のメルクマールは、以下のとおりである。

(1) 同意

メルクマール(a) 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

メルクマール(b) 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方公共団体が計画を策定する場合

メルクマール(c) その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合

(2) 許可・認可・承認

メルクマール(d) 刑法等で一般には禁止されているが特別に地方公共団体に許されているような事務を処理する場合

メルクマール(e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合

メルクマール(f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

メルクマール(g) 法人の設立に関する事務を処理する場合

メルクマール(h) 国の関与の名宛人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

メルクマール(i) その他、個別の法律における必要性から特別に国が許可・認可・承認をすることができる場合

(3) 指示

メルクマール(j) 国民の生命、健康、安全に直接関係する事務の処理に関する場合

メルクマール(k) 広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関する場合

メルクマール(l) その他、個別の法律における必要性から特別に国が指示することができる場合

2 自治事務として地方公共団体が処理する事項に関し国が一定の場合に直接事務を処理することができる場合については、地方分権推進委員会の勧告に明記されている場合限り、【関与】の欄に掲載している。

3 次に掲げる関与については、地方分権推進委員会の勧告に明記されているもの又は所管省庁において自主的に見直し（廃止、縮減、緩和等）を行うものを除き、掲載していない。

(1) 助言、勧告、届出、報告徴収等の非権力的関与

(2) 検査、監査、立入検査等